

16 学校教育の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

- (1) 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、教職員配置のさらなる充実を図るとともに、安定的に教職員の採用及び配置が行えるよう、義務標準法の改正を含めた新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、その実現を図ること。
- (2) いじめや不登校を始めとする児童生徒の生徒指導上の諸課題の未然防止、早期発見・早期対応のため、チーム学校の一員としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの定数配置の実現を図ること。定数配置されるまでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動が充実するよう、また、いじめ防止対策推進法を推進するための附属機関等が適切に運営されるよう、必要となる財政措置を確実に講じること。

(背景)

- 貧困問題への対応や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、複雑化・多様化する課題が教員に集中していることが、教員の長時間労働の原因の一つとなっており、教員が担うべき業務に専念できる環境を確保するため、専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」の体制が整備拡充されることが必要である。
- 通級による指導や外国人児童生徒等への日本語指導を行う教員については、基礎定数化することにより平成29年度からの10年間で配置の拡充を図ることとされたものの、その他にも小学校における英語の教科化に伴う専科教員の配置充実、いじめ問題への対応、主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能の強化、専任の特別支援教育コーディネーターの配置、へき地教育の振興、養護教諭の役割の高まりへの対応、栄養教諭を中核とした食育の推進など課題は多く、こうした教育課題に対応するためには、義務標準法の改正を含めた新たな教職員定数改善計画を早期に策定、実現されることが必要である。
- 本県では、スクールカウンセラーを中学校については全ての学校に、小学校については4校に一人配置するとともに、市町村におけるスクールソーシャルワーカーの配置促進を図るための補助制度も実施している。しかしながら、近年、いじめ防止対策推進法の見直しに関する協議や、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行など、児童生徒の諸問題の解消に向けた学校への期待はますます高まっており、学校教育相談体制を一層充実させていくためには、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの定数配置を実現されることが必要である。

(参 考)

◇ 国の教職員定数改善計画の状況

(震災復興支援分を除く)

◆ H 1 8 以 降	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度の改善 《改善総数 329人》 (合理化減と同数の改善) ・平成19年度の改善 《改善総数 331人》 (合理化減と同数の改善) ・平成20年度の改善 《改善総数 1,195人》 (うち純増1,000人、合理化減による改善195人) ・平成21年度の改善 《改善総数 1,000人》 (うち純増800人、合理化減による改善200人) ・平成22年度の改善 《改善総数 4,200人》 ・平成23年度の改善 《改善総数 2,300人》 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の改善 《改善総数 2,800人》 ・平成25年度の改善 《改善総数 1,400人》 (うち純増800人、合理化減による改善600人) ・平成26年度の改善 《改善総数 703人》 (うち純増303人、合理化減による改善400人) ・平成27年度の改善 《改善総数 900人》 (うち純増500人、合理化減による改善400人) ・平成28年度の改善 《改善総数 525人》 ・平成29年度の改善 《改善総数 868人》 ・平成30年度の改善 《改善総数 1,595人》

◇ スクールカウンセラーの配置の推移 ※小中は名古屋市除く、高校は県立 (単位:校)

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
中学校	237	302	304	303	303	303	304	304	307	307	306	306	306	306
うち、 小中連携校(再掲)													35	44
小学校	—	—	70	70	70	144	161	173	181	189	196	196	177	174
高等学校	21	21	21	21	21	23	30	30	30	30	53	53	54	54

◇ スクールソーシャルワーカー設置状況 (設置事業費補助金の対象の市町) 平成30年度

市町名	瀬戸	春日井	小牧	尾張旭	豊明	日進	東郷	長久手	江南	扶桑	半田	常滑	南知多	みよし
人 数	3	5	1	3	1	2	2	3	2	1	2	1	1	2
配置方法	拠点校	派遣	派遣	拠点校	派遣	拠点校	巡回	派遣	拠点校	派遣	拠点校	派遣	巡回	派遣
市町名	一宮	稲沢	北名古屋	大治										
人 数	3	1	1	1										
配置方法	拠点・巡回	巡回	派遣	その他										

※ 補助を受けず、独自に配置している自治体・・・田原市 (2)

※ 中核市 (国から直接補助)・・・豊田市 (4)、岡崎市 (8)、豊橋市 (3)

17 就学支援の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

- (1) 高等学校等就学支援金制度について、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、修業年限の制限を緩和すること。
- (2) 私立高校等の授業料については、特に低・中所得層の授業料の実質無償化が図られるよう、早期に高等学校等就学支援金による補助を拡充すること。
また、就学支援金制度の見直しについては、都道府県の意見を聞き、その意見を反映したものとすること。
- (3) 高校生等奨学給付金制度の対象者を高等学校等就学支援金制度に合わせるなど、事務負担が少なく、分かりやすい制度とするとともに制度の更なる充実を図ること。
また、都道府県及び私立学校の財政負担に対し、奨学給付金支給に要する事務経費を交付すること。
- (4) 要保護児童生徒に対する就学援助費並びに特別支援学校及び特別支援学級等に就学する児童生徒に対する就学奨励費については、本制度の趣旨に鑑み、都道府県及び市町村に対して必要額全額が交付されるよう、国庫補助金の所要額の確保を図ること。また、準要保護児童生徒の就学援助に要する経費については、市町村において必要な援助を行えるよう、十分な財源措置を講じること。
- (5) 学校給食施設整備に係る交付金について、地方公共団体が行う事業に対して十分な財政措置を講じること。また、実施面積・実工事費に則した、基準面積・建築単価へ見直しを図ること。併せて、学校給食における地場産物の活用促進に要する経費に対する財政措置を講じること。

(背景)

- やむを得ない理由により留年した場合も、修業年限の超過により就学支援金の対象から外れるが、高等学校就学支援金制度の趣旨は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができることを目的としていることから、真に支援を必要とする者が排除されないように配慮する必要がある。
- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)において、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化(現行の高等学校等就学支援金の拡充)が明記されたため、その早期かつ十分な実施が求められる。

また、現在、国において検討されている就学支援金制度の見直しについては、都道府県の財政負担が軽減されるとともに事務負担の軽減に繋がる見直しとする必要がある。

- 高校生等奨学給付金制度は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度となっているが、類似する高等学校等就学支援金制度では、生徒が在学している学校のある都道府県が支給する制度となっており、申請手続き等が煩雑になっている。

また、高等学校等就学支援金制度については事務経費の財政措置があるが、高校生等奨学給付金制度の事務経費については財政措置がない。

- 就学援助費は、市町村が国庫補助金を財源の一部として、経済的理由により子どもたちの教育を受ける機会が妨げられないように必要な給付を行うものである。また、就学奨励費は、特別支援学校及び特別支援学級等への就学の特殊事情を踏まえ、これらの学校に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するために必要な給付を行うものである。今後も引き続き、都道府県及び市町村の財政負担が増すことがないように、国において確実に予算を確保する必要がある。

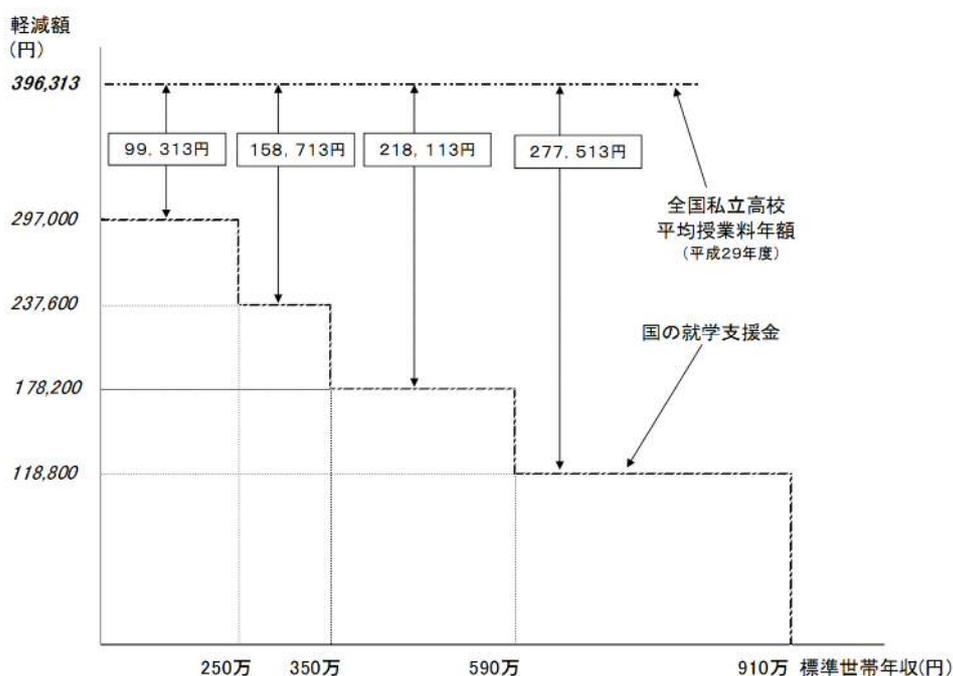
- 学校給食施設整備事業に係る国の交付金は、①前年度からの継続事業、②新規に学校給食を開始する場合、③財政力指数等を考慮して採択され、本県においては、平成29年度に不採択となった事業はないが、平成28年度に1事業、平成27年度には4事業が不採択となった。安全・安心な給食を提供するために学校給食施設整備を行う必要があるが、市町村等の財政負担が増すことのないよう国において確実に予算を確保する必要がある。

- 学校給食施設整備事業に係る国の交付金は、国の基準面積・建築単価を基に算定されており、平成26年度から改善されたものの、学校給食衛生管理基準の改正（平成21年4月）に伴う衛生管理の徹底や食物アレルギーを持つ児童生徒への対応など、整備に必要な費用・面積が増大する中で、総工事費との間にはいまだに大きな乖離があり、市町村の財政負担が大きくなっている。

(参考) H30年度建築単価(文部科学省・単独調理場) 234,600円/m²
 本県大府もちのき特別支援学校建築単価(単独調理場) 643,400円/m²

(参 考)

◇ 私立高校等の生徒への就学支援金制度



1 8 女性の活躍促進について

(財務省、内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) 働く場における女性の活躍に向けて、企業経営者を始めとする社会全体の気運醸成のため、マスメディアを活用した効果的な広報啓発や経済界への働きかけを強力に推進すること。
- (2) 「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている中小企業について、女性の活躍に向けた取組が促進されるよう、効果的な施策を充実すること。
- (3) 女性の活躍促進の取組を一層推進するため、「地域女性活躍推進交付金」を始めとした財政的支援の継続・拡充、地域の実情に応じた柔軟な運用を行うとともに、地方公共団体等が実施する取組の先進事例等を取りまとめ、わかりやすく発信していくこと。
- (4) モノづくり産業の強化に不可欠である女性の活躍を図るため、理系分野・モノづくり現場への女性の選択を支援するなど、女性技術者・研究者・技能者の育成を図ること。

(背景)

- 内閣府の「平成26年度女性の活躍推進に関する世論調査」によると、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なこととして、「周囲の理解・意識改革」と回答した者の割合が49.6%に上り、社会全体の意識改革が重要な鍵を握っていることが示されている。
- 平成28年4月に「女性活躍推進法」が全面施行され、大企業を中心に、女性の活躍に向けた取組が一段と進むことが期待される場所であるが、本県企業の99.7%を占める中小企業においては、女性の活躍が進んでいない企業の割合が高い((参考)参照)ことから、中小企業の具体的な取組を後押しする、効果的な施策の実施や充実が必要である。

- 本県では、これまで「地域女性活躍推進交付金」を活用して、「あいち女性の活躍促進サミット」の開催や「あいち女性輝きカンパニー」（女性活躍企業）の認証制度の創設、中小企業向けハンドブック作成・セミナー開催、地方銀行と連携した中小企業等の取組促進等の事業を実施した。

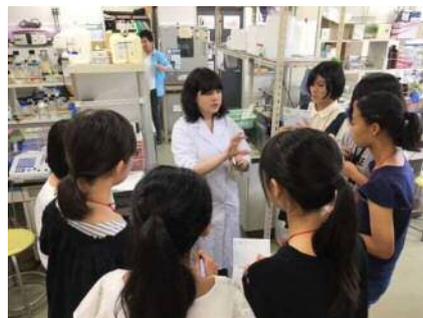


平成30年度は、「あいち女性輝きカンパニー」と連携して、中小企業に対し女性の活躍に向けた取組を働きかける事業のほか、県内で活躍する女性のロールモデルや愛知の働きやすさ等について県内外に広く情報発信する事業を実施している。

今後、こうした事業を継続・拡大しながら、より多くの企業における取組を加速させていくためにも、当該交付金を継続することはもとより、交付金の増額、交付率の引上げ、対象事業・対象経費に係る柔軟な運用など、支援内容の拡充が必要である。

- 我が国では、製造業の専門・技術職に占める女性比率は10.6%（平成27年度国勢調査）、大学における女子学生の割合が、理学27.8%、工学15.0%（文部科学省「平成30年度学校基本調査」（速報値））と低い現状にある。

本県では、理系分野への進路選択支援として、女子中高生による大学及び企業の研究・開発施設等の取材・情報発信事業等を実施するなど、女子中高生の理系分野への関心を高める取組を行っているところである。



女子中高生による大学及び企業への取材（H29）

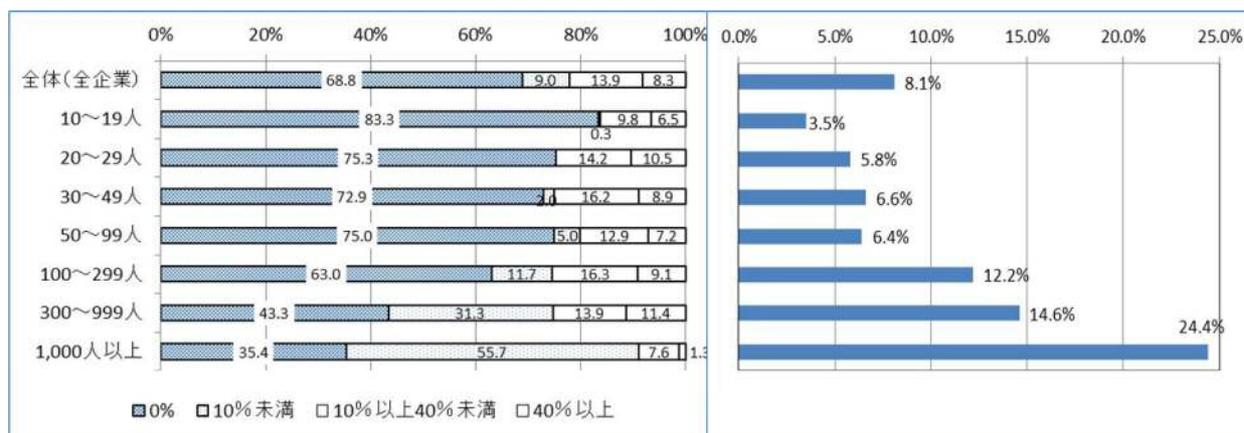
経済の基盤であるモノづくり産業を支える人材の確保・育成は国をあげての急務であるため、女性技術者等の育成支援が強く求められる。

（参考）

「女性の活躍状況『見える化』調査」結果（平成26年12月、3000社回答） ～規模の小さな企業ほど、女性の活躍が進んでいない～

女性管理職比率別の企業の割合

女性管理職が5%以上増加した企業の割合



19 子育て支援施策の充実について

(財務省、内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) 子ども・子育て支援新制度において、消費税の引上げにより確保する7,000億円の範囲で、実施が予定されていた「量的拡充」や「質の向上」が着実に実施できるよう、引き続き財源確保を図ること。
さらに、1歳児保育の職員配置の改善等が実施できるよう早期に1兆円超の恒久的な財源を確保すること。
また、本県が独自に進めている低年齢児の年度途中の保育需要の増加に対応した職員の加配についても、新制度の対象とすること。
- (2) 「子育て安心プラン」については、待機児童解消のため着実に推進するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (3) 幼児教育・保育の無償化については、具体的な制度設計にあたり、地方の意見を反映させるとともに、国の責任において地方負担分も含め、安定財源の確保に努めること。
また、幼稚園の預かり保育利用者等の保育認定、認可外保育施設利用料の無償化、制度周知等、実施主体である市町村の事務が増大することから制度が円滑に実施できるよう適時適切な情報提供を実施すること。

(背景)

- 消費税率10%への引上げが平成27年10月から平成29年4月に延期された(平成31年10月に再延期)が、平成30年度予算においても所要額の約6,900億円が措置され、当初予定されていた7,000億円ベースの事業水準が確保されている。
- 平成26年3月に国が示した「量の拡充」及び「質の改善」の費用の試算において、1兆円超ベースと7,000億円ベースの2つのパターンが示されており、このうち7,000億円ベースの試算においては、1歳児の職員配置の改善は行わないこととされている。
- 本県では、保育所の待機児童に占める低年齢児(3歳未満児)の割合が99.5%と全国平均(88.6%)に比べ高く、県単独事業として、1歳児保育体制を充実させるため、保育士加配に要する人件費を補助している。
- 全国的に年度当初よりも年度途中に待機児童が増加しており、本県では平成21年度から、低年齢児の途中入所に対応するため、市町村が民間保育所に対し、配置基準を超えて保育士を配置する場合に要する経費を補助している。
- 平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、「子育て安心プラン」(平成29年6月策定)を2年前倒しし、女性就業率80%にも対応できる32万人分の受け皿整備を2020年度末までに行うことが明記された。

- 国は「新しい経済政策パッケージ」において、幼児教育・保育の無償化を提唱し、また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す」ことが盛り込まれ、国において準備が進められている。

市町村においては、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、幼稚園の預かり保育利用者等の保育認定、認可外保育施設利用料の無償化等の事務負担が増大し、かつ、条例・規則の改正、保護者への周知、システム改修等に相当な準備期間を要することから、円滑に事業実施するためには、国からの適時適切な情報提供が必要である。

(参 考)

◇ 子ども・子育て支援の質の充実について

○ 質の改善（給付等関係）

- ：項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの ・ 内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」
- ：項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの ・ 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」

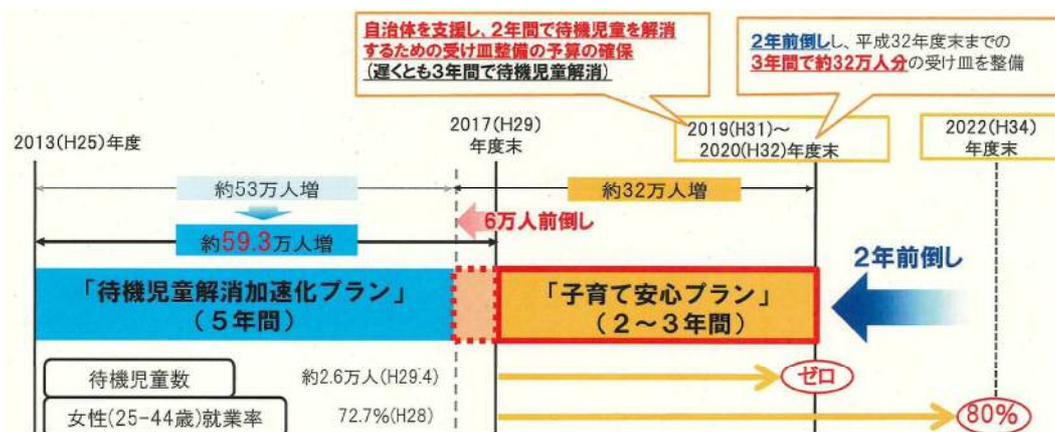
項目	内容	平成25年度→29年度 所要額
3歳児を中心とした職員配置の改善	● 3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)	700億円程度
	1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)	670億円程度
	4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)	591億円程度
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	■ 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(+5%) ※職員給与の改善 まずは+3%→+5%	952億円程度 (571億円程度)

※H26.3.24開催 国の子ども・子育て会議(第13回)資料から抜粋

◇ 低年齢児に対する愛知県の単独施策

区分	1歳児保育実施費	低年齢児途中入所円滑化事業費
対象事業	1歳児に対する保育士の配置を充実するよう人件費を助成することにより、保育体制の充実と低年齢児受入れの促進を図る事業	低年齢児の途中入所に対応するため、あらかじめ配置基準を超えて保育士を配置する事業
補助要件	1歳児担当保育士の配置割合を国基準(6:1)より充実させるための人件費(公立・民間保育所)	低年齢児が年度途中で3人以上入所した民間保育所
補助先	市町村(名古屋市及び中核市を除く)	市町村(名古屋市及び中核市を除く)
補助率	県1/2(市町村1/2)	県1/2(市町村1/2)
補助基準額	1歳児受入児童数×補助単価×12か月 (低年齢児受入率) 25%以上35%未満:1歳児1人月額 6,000円 35%以上 : 11,000円	担当保育士1人あたり 450,000円/年
予算額(H30)	208,158千円	31,500千円

◇ 子育て安心プラン



20 児童虐待防止対策の充実について

(財務省、厚生労働省)

【内容】

- (1) 児童虐待防止対策の強化のため、配置が必要な児童相談所の児童福祉司・児童心理司等や市町村の専門職員の確保及び人材育成に対して、適切に財政措置を講じること。特に里親養育支援や市町村支援のための児童福祉司については、業務量に応じた配置とは別に適切に配置されるよう必要な財政措置を講じること。また、一時保護所職員の配置基準について、独自の基準を政令により定め、そのために必要な財政措置を講じること。
- (2) 児童福祉法の改正に伴い、児童相談所の業務や要保護児童の通告等について在り方が検討されているが、制度の見直しにあたって、都道府県等の意見を踏まえ、児童相談所等の運営に混乱が生じないように配慮すること。
- (3) 虐待を受けた児童など、社会的養護を必要とする児童への家庭的養護を推進するため、次の措置を講じること。
 - ・ 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向け、職員配置の充実、人材育成及び施設整備に対して、必要な財源を確保すること。
 - ・ 里親のリクルートから支援まで一連の業務を一貫して行うフォスタリング機関による包括的な支援体制を確立し、安定した運営ができるよう、人材育成や運営に対して、必要な財源を確保すること。
 - ・ ファミリーホームの設置促進を図るため、法人が設置する場合には措置費を定員払いとするとともに、個人が設置する場合については定員払いの期間を延長すること。
- (4) 虐待を理由とした施設入所措置に係る児童措置費扶養義務者負担金について、減免制度の創設に向けて検討すること。

(背景)

- 国は改正児童福祉法（平成28年5月27日成立）において、児童相談所における児童心理司、スーパーバイザー、弁護士等の配置、市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関における専門職員の配置の義務化や支援拠点の整備に努めることとされた。
- あわせて、国は専門職員の増員、資質の向上や関係機関との連携強化といった「児童相談所強化プラン（平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定）」を策定した。
さらに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）」がとりまとめられた。この対策のうち、緊急的に講ずる対策として、現行のプランを前倒しして見直し、児童福祉司（里親養育支援や市町村支援のための児童福祉司を含む）を約2,000人増員するなど更なる体制強化を盛り込む「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を年内に策定する予定とされている。これらを踏

まえて、児童相談所及び市町村の専門職員の資質向上のための研修等の充実及び専門職員の確保に向けて必要な財政措置（地方交付税算定基礎等）を引き続き講じる必要がある。

- 一時保護所職員の配置基準は、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定を準ずることとされているが、一時保護入所児童は、様々な事情を抱えており、個々の児童の特性に配慮した処遇を図る必要があることから、一時保護所独自の職員配置基準が必要である。
- 「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」が平成30年8月に設置され、児童相談所の業務の在り方や要保護児童の通告の在り方等について、年度内を目途に検討されているが、見直しにあたっては、児童相談所、市町村等における制度の運営が円滑に行われるよう国は十分な配慮をすべきである。
- 国の「新しい社会的養育ビジョン（平成29年8月）」において、施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換が求められており、これらを実現していくためには、職員配置の充実や専門性の強化、施設整備が必要不可欠である。
- 里親委託率の大幅な向上に向けては、国が示すフォスタリング機関（里親のリクルート、研修、子どもと里親家庭のマッチング及び里親養育への支援に到るまでの一連の業務を包括的に実施する機関）の安定した運営の確保、里親登録者数の拡大や里親の質の向上を図り、委託される児童の安心安全な生活を保障していく必要がある。
- 法人型ファミリーホームは、養育者及び補助者を雇用する必要があることから、安定的な運営ができるよう、現員払いから定員払いに改める必要がある。また、自営型ファミリーホームについては、定員に達するまで相当期間必要なことから、定員払いの期間を現行の6か月から1年程度まで延長する必要がある。
- 虐待を否定する保護者から施設入所措置の同意を得ることは困難であるが、さらに児童措置費扶養義務者負担金が妨げとなり、一時保護が長期化する場合も多い。また、同意が得られた場合でも負担金の納入を拒否するケースが多く、負担金の減免を検討する必要がある。

（ 参 考 ）

◇ 専門職員の配置根拠（平成28年6月法改正後）

	児童福祉司	児童心理司	保健師等	市町村の専門職員
配置根拠	児童福祉法第13条（義務規定）	児童福祉法第12条の3第6項第1号（義務規定）	児童福祉法第12条の3第6項第2号（義務規定）	児童福祉法第25条の2第6項（義務規定）
政令等による配置基準（地方交付税措置）	4万人に1人以上+業務量に応じ上乘せ（人口170万人当たり41人）	児童福祉司2人につき1人以上（人口170万人当たり17人）	医師又は保健師を1人以上（人口170万人当たり3人）	—

◇ 愛知県における家庭的養護の状況

平成30年3月31日現在

	施設の本体施設	グループホーム	里親・ファミリーホーム	計
入所（委託）児童数	868人	93人	159人	1,120人
割合	77.5%	8.3%	14.2%	100%

2 1 認知症対策の推進について

(財務省、厚生労働省)

【内容】

- (1) 団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、認知症対策が急務となる中で、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）は、昨年7月に、新たに平成32年度末までの数値目標が示されたところである。今後、新たな目標の達成に向けた取組を着実に実施していくため、更なる財政措置を講じること。
- (2) 本県においては、昨年9月に「あいちオレンジタウン構想」を策定し、「認知症に理解の深いまちづくり」の先進的モデルを目指す取組を進めており、この構想の推進にあたって、認知症に関する先進医療の研究、提供を行う国立長寿医療研究センターは中核的な役割を担っている。
現在検討が進められている国立長寿医療研究センターの病床機能の強化は、構想の取組の一つとしても掲げられており、国及び本県の認知症対策を前進させるために必要不可欠であるため、国として必要な支援を行うこと。

(背景)

- 我が国の認知症の人の数は平成24年の推計で約462万人が平成37年には約730万人となり、65歳以上高齢者における割合は、現在の約7人に1人から約5人に1人に上昇する見込みである。
- こうした中、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、厚生労働省が関係府省庁と共同で平成27年1月に策定した「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）の平成29年度末までの数値目標は、計画期間内に概ね達成されたことから、平成32年度末までの数値目標に更新する等の見直しがされたところである。
- 本県では、国立長寿医療研究センターと平成27年3月に締結した「認知症施策等の連携に関する協定」に基づく取組を推進するとともに、昨年9月には「あいちオレンジタウン構想」を策定し、あいち健康の森とその周辺地域を対象地域として、認知症に理解の深いまちづくりの先進モデルを目指す取組を推進している。
- 国立長寿医療研究センターは構想推進における中核的な役割を担っており、その病床機能の強化は、国及び愛知県の認知症対策を前進させるため不可欠であることから、構想の取組としても位置付けられている。しかしながら、昭和40年代に建てられた病棟は、老朽化・狭隘化の課題を抱えており、滞っている病棟建替に速やかに着手することが望まれる。

(参 考)

◇あいちオレンジタウン構想（平成29年9月策定）

いわゆる団塊の世代の人々が後期高齢者となる平成37（2025）年を見据え、国の新オレンジプランの目標設定年度である平成32（2020）までのアクションプランを、以下の体系により実施。

地域づくり	I 既存の社会資源の機能強化 ①医療資源・介護資源の機能強化 ア 認知症サポート医・かかりつけ医・認知症疾患医療センター・認知症初期集中支援チーム・地域包括支援センター等の連携体制構築 イ 認知症介護指導者の活用による事業所の認知症対応力向上 ウ 国立長寿医療研究センターの病床機能の強化 ②地域の医療・介護専門職の家族介護者支援力向上 ③若年性認知症の人への早期相談支援体制づくり
	II 新たな社会資源（企業・大学）の巻き込み ①認知症の人にやさしい企業サポーターの養成 ②認知症パートナー宣言の創設
	III 社会資源の有機的連携 認知症カフェを中核とした有機的連携の実証
研究開発等	IV 国立長寿医療研究センターを中核とした産学官連携による共同研究等の推進 ①認知症予防の共同研究の実施 ア あいち健康プラザと国立長寿医療研究センターとの連携ラボによる認知症予防プログラムの開発等 イ シンガポール国立大学との連携交流の推進 ②国立長寿医療研究センターの病院機能の拡大

◇あいちオレンジタウン構想推進調査（平成30年1月～平成31年1月）

1 目的

「認知症に理解の深いまちづくり」（あいちオレンジタウン構想）の実現をめざし、構想推進の中核的な役割を担う国立長寿医療研究センターの病院機能等の強化を図るため、老朽化・狭隘化の課題を抱える病棟の建替計画を支援するための調査を実施。

2 調査内容

- ・病院機能強化等のための建設計画の検討
- ・病棟建替えに向けた資金調達手法等の検討

2.2 医師確保対策及び地域医療介護総合確保基金について

(財務省、厚生労働省)

【内容】

- (1) 国においては、医師の地域偏在解消に向けた医療法等の改正を行ったところであるが、引き続き医学部地域枠の在り方や医療従事者の働き方改革に係る検討も含め、医師の偏在解消等地域医療確保に向けた施策を強力に推進すること。なお、改正医療法において、都道府県による「医師確保計画」の策定等が盛り込まれているが、制度の施行に当たっては、都道府県と十分に協議すること。
- (2) 平成30年度から開始された新たな専門医制度については、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証し、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度として機能するよう、運用の見直し等を行うこと。
さらに、本県では専攻医の募集定員に過去5年間の採用実績による上限が課されているが、専攻医数の割合が5%を超える場合に、一律に上限を課すことは人口規模が考慮されておらず不合理なため、見直しをすること。
- (3) 医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金について、都道府県が必要とする事業を実施できるよう、十分な財源を確保すること。また、基金の配分については、都道府県の人口規模などを考慮するとともに、年度当初から事業実施できるよう内示時期を早めることとし、さらに、都道府県において各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとするなどの見直しを図ること。

(背景)

- 地域や診療科の偏在による医師不足問題が深刻化し、全国的に大きな課題となっている。この医師不足の原因として、平成16年4月から始まった「新医師臨床研修制度」による大学医学部の医師派遣機能の低下、夜間・休日における患者の集中などによる病院勤務医の過重労働、女性医師の増加に伴う出産・育児等による離職、医療に係る紛争の増加に対する懸念といった問題が指摘されている。
- 平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査によると、本県の人口10万人当たり届出医師数は218.6人と全国平均251.7人をかなり下回っている。
また、県内の約2割の病院が医師不足により何らかの診療制限を行っている。
- 平成30年度から研修が開始された新たな専門医制度については、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度としていくことが必要である。
新たな専門医制度においては、専攻医数（研修を受ける者）が全国比5%を超える都道府県の専攻医募集定員は、過去5年間の採用実績の平均値が上限とされているが、本県

の人口が全国比で5.91%であることを考慮すると、一律に専攻医数の割合が5%を超える場合に上限を課すことは不合理である。

なお、上限設定により専攻医が減少していけば、現在、人口10万人当たり病院勤務医師数が全国36位の低位にある本県において、医師不足による問題がより顕在化する恐れがある。

- 病院勤務医不足等は、医師養成数や臨床研修、診療報酬といった制度が大きく関わっており、制度の設計者である国でなければ解決できない問題が多く、国における抜本的な対策が必要である。
- 団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金が、平成26年度から各都道府県に設置され、医療分は平成26年度から、介護分は平成27年度から対象とされている。
- 医療提供体制の改革を進めていくためには、病床の機能分化・連携を推進するための医療機関の施設・設備の整備はもとより、在宅医療の推進、医療従事者の確保は不可欠であり、平成30年度国予算では基金（医療分）が30億円増額されたところであるが、平成31年度の事業実施に向け、更に基金の十分な財源を確保していく必要がある。
また、平成29年度に「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」が改正され、事業の区分間での額の調整ができないこととされたが、地域の実情に応じた効果的な事業実施のために、基金の柔軟な活用を認める仕組みが必要である。
- 基金（介護分）の介護施設等の整備に関する事業については、第7期介護保険事業（支援）計画に基づき実施するものであるが、平成31年度は3年計画の2年目にあたり多くの整備が見込まれており、計画の適切な実施のためには地域医療介護総合確保基金による支援が不可欠であるため、十分な財源を確保していく必要がある。

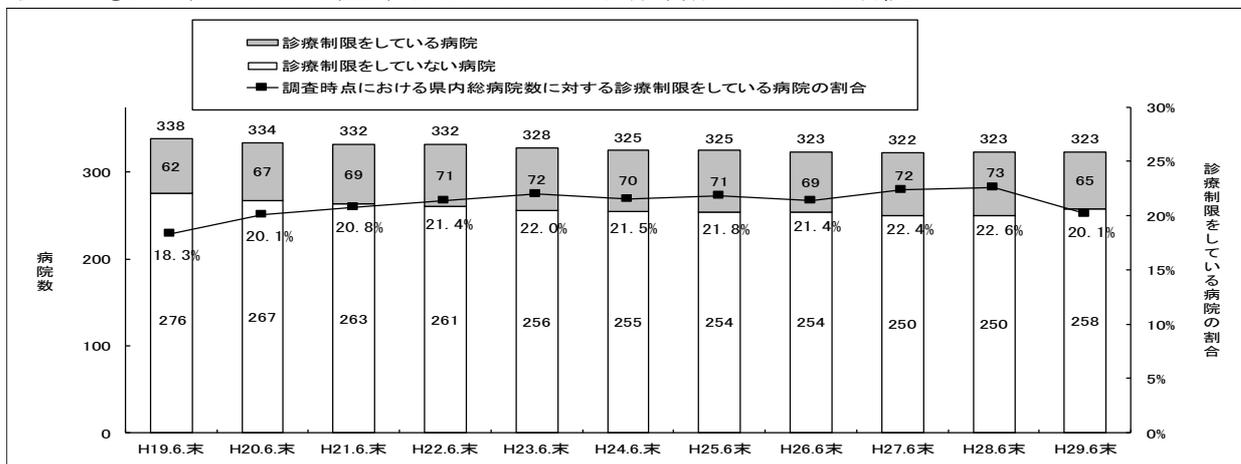
（ 参 考 ）

◇ 表1 人口10万対医師数(届出数) (人)

年	平成18年	20年	22年	24年	26年	28年
愛知県	192.1	194.8	203.4	209.4	213.6	218.6
全国	217.5	224.5	230.4	237.8	244.9	251.7

（「医師・歯科医師・薬剤師調査」 各年12月31日現在）

◇ 表2 愛知県における医師不足のために診療制限している病院



（愛知県調べ 各年6月末現在）

2 3 国民健康保険の基盤強化について

(財務省、厚生労働省)

【内容】

- (1) 平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となるなどの制度改革が実施されたが、将来にわたり持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、今後の医療費の伸びに耐える財政基盤の確立を図ること。そのために必要な財源については、国が責任をもって確保すること。
- (2) 制度改革後の運営の在り方の見直し及び将来にわたる具体的な国費投入の方策や規模については、引き続き地方と十分な協議を行い、国保基盤強化協議会で都道府県が提案した方策についても、実施に向けて検討すること。このうち、地方単独の医療費助成に係る国庫負担金の減額措置について、地方の自主的な取組を阻害しているので、小学生以上の子どもや障害者などを対象とする医療費助成についても廃止すること。

(背景)

- 国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため医療費水準が高く、また所得水準が低いため保険料負担率が高いといった構造的な問題を抱えており、医療費に見合う保険料（税）収入の確保が困難であり、市町村は法定外の一般会計繰入を余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫する状況であった。
- このため、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うとともに、財政基盤強化策として、毎年3,400億円の公費が投入されることとなったが、今後も医療費が伸びていく中で国保を持続可能な制度とし、被用者保険との格差を縮小するためには、今回の強化策に加え、さらなる財政基盤の強化が必要である。
- 特に、高額な治療薬の保険適用等による医療費の増加は、国保財政をさらに悪化させており、保険料の上昇や公費負担の増加が懸念される場所である。
- また、子ども医療費助成など地方単独事業については、本来国が制度的に対応すべきものを、地方のみに責任を負わせるものであり、国庫負担金の減額措置については、国保財政に大きな影響を及ぼしている。
- 「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）」における議論のとりまとめでは、子どもに係る保険料（均等割）の軽減措置の導入や地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しといった地方からの提案についても、引き続き議論していくこととされている。また、全国知事会からも本県と同様の要請がなされている。

- このうち、未就学児までを対象とする医療費助成については、平成30年度から国保の減額調整措置が廃止されたが、他の医療費助成については、未だ検討に至っていない状況である。

(参 考)

◇ 市町村国保の運営状況

(平成28年度)

		国保		協会けんぽ	健保組合
		全国	愛知県		
被 保 険 者	65～74歳被保険者の割合	40.5%	40.8%	6.8%	3.2%
	無職者の割合	43.9%	42.7%	—	—
	年間所得200万円未満の割合 (協会けんぽ・健保組合は総額割合)	79.7%	67.2%	13.9%	6.3%
	一人当たり医療給付費	35.3万円	32.2万円	17.4万円	15.4万円
	保険料負担率	10.1%	8.5%	(24年度)7.6%	(24年度)5.3%
財 政	保険料収納率	91.92%	94.16%	—	—
	一般会計からの法定外繰入(決算補填)	2,526億円	125億円	—	—
	前年度繰上充用	962億円	11億円	—	—

◇ 国民健康保険の見直しのポイント

1. 公費拡充等による財政基盤の強化

○ 毎年約3,400億円の財政支援の拡充等により財政基盤を強化。

I. 平成27年度から保険者支援制度を拡充(約1,700億円)

II. 平成30年度以降、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保

2. 運営の在り方の見直し(保険者機能の強化)

○ 平成30年度から、都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担う。

○ 都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る。

・ 統一的な国保の運営方針の策定 ・ 市町村ごとの納付金の額の決定 ・ 標準保険料率の算定・公表 ・ 保険給付に要した費用の市町村への支払い 等

○ 市町村は、保険料の賦課・徴収、資格管理・保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を行う。

2 4 障害のある人の地域生活を支える体制の整備について

(財務省、厚生労働省)

【内容】

- (1) 障害者の地域生活移行を進めるための住まいの場となるグループホームや就労支援事業所等の日中活動系サービス、地域障害児支援体制の中核を担う児童発達支援センターの計画的な整備に係る財政措置を当初予算において適切に講じること。
- (2) 地域生活支援事業については、都道府県や市町村が必要な事業を確実に実施できるよう、地方に超過負担が生じない十分な財源措置を講じること。

(背景)

- 各都道府県・市町村においては、平成30年度を初年度とする3年間の第5期障害福祉計画を策定するとともに、新たに第1期障害児福祉計画を策定し、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することなど、障害児支援の提供体制の計画的な整備が求められている。
- 一方、国の社会福祉施設等施設整備費補助金の当初予算における現状の採択状況では、本県の計画達成に必要な地域のニーズに十分応じられていない。また、補正予算での対応がなされているが、予算規模は不確定であり、計画的な整備の支障となっている。
- このため、国庫補助の実施にあたっては、地域の状況に十分配慮するとともに、当初予算において基盤整備を確実にを行うための必要な財源を確保し、協議のあるものについて全て採択することが望ましい。
- 特に、障害のある人の地域生活の場として中心的な役割を担うグループホームは、入所施設からの移行に加え、介護を担う親の高齢化を踏まえた親亡き後の住まいの場としてニーズが高まっているが、本県における整備状況は、障害福祉計画の見込量を下回る整備率となっているため、着実な整備を進めていく必要がある。
- 障害者総合支援法に基づき、県や市町村が実施する「地域生活支援事業」については、国は1/2を補助することとしているが、実際に交付される補助金は予算の範囲内とされ、毎年補助所要額を大きく下回っており、事業を安定的に実施していくために、十分な財源措置を講じる必要がある。

(参 考)

◇国の社会福祉施設等施設整備費補助金予算の状況 (補正予算等には復興特別予算、予備費を含む)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (概算要求)
当初予算	26億円	70億円	71億円	72億円	104億円
補正予算等	60億円	118億円	80億円	—	
合 計	86億円	188億円	151億円	72億円	
当初予算における 本県協議額	262,464千円	652,133千円	197,332千円	361,743千円	
協議額に対する 採択率(当初ベース)	17%	27%	77%	40%	

◇愛知県における障害福祉サービス見込量

区分	圏域	海部	尾張 中部	尾張 東部	尾張 西部	尾張 北部	知多 半島	西三河 北部	西三河 南東部	西三河 南部西	東三河 北部	東三河 南部
		①見込量	259	79	294	458	455	455	156	414	252	72
グループ ホーム (人/日)	②実績	253	51	260	403	391	500	118	372	200	57	541
	②/①	97.7%	64.6%	88.4%	88.0%	85.9%	109.9%	75.6%	89.9%	79.4%	79.2%	100.2%
生活介護 (人/日)	①見込量	549	313	766	1106	1378	1244	655	1302	846	171	1784
	②実績	500	237	648	1013	1581	1242	680	1168	1041	189	2001
	②/①	91.1%	75.72%	84.6%	91.6%	114.7%	99.8%	103.8%	89.7%	123.0%	110.5%	112.2%
就労継続 支援B型 (人/日)	①見込量	650	139	463	790	1009	941	919	967	467	109	1299
	②実績	627	140	515	662	961	978	756	907	388	94	1215
	②/①	96.5%	100.7%	111.2%	83.8%	95.2%	103.9%	82.3%	93.8%	83.1%	86.2%	93.5%
児童発達 支援 (人/日)	①見込量	225	105	412	510	761	491	708	391	272	17	536
	②実績	124	104	222	309	514	362	133	281	160	10	320
	②/①	55.1%	99.0%	53.9%	60.6%	67.5%	73.7%	18.8%	71.9%	58.8%	58.8%	59.7%

※①平成31年度サービス見込量<<第5期愛知県障害福祉計画>> ②30年4月実績

◇本県の児童発達支援センター整備状況

(平成30年4月1日)

圏域	海部	尾張 中部	尾張 東部	尾張 西部	尾張 北部	知多 半島	西三河 北部	西三河 南東部	西三河 南部西	東三河 北部	東三河 南部	計
設置 ()は カ所数	なし	なし	3市 (3)	1市 (1)	2市 (2)	5市 (6)	1市 (3)	1市 (1)	3市 (4)	なし	2市 (3)	19市 (23)
未設置	7 市町村	3 市町	3 市町	1市	5 市町	5町	1市	1町	3市	4 市町村	2市	34 市町村

()はカ所数

◇地域生活支援事業の財源措置状況

(金額：千円)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (概算要求)
国予算額	46,400,000	46,400,000	45,400,000	45,071,000	46,036,316
国交付額 ①	2,592,225	2,709,210	2,765,464	—	
本来国庫補助所要額②	4,540,758	4,736,295	4,722,971	—	
交付率(①/②)	57.0%	57.2%	58.6%	—	

2 5 旧優生保護法による優生手術への速やかな対応について

(財務省、厚生労働省)

【内容】

- (1) 旧優生保護法に基づく強制不妊手術を受けた当事者や家族が、国に損害賠償を求めて提訴しているが、当事者の高齢化も進んでいることから、国の責任において速やかに救済に向けた検討を進めること。
- (2) 救済にあたり、自治体や医療機関等に強制不妊手術に関する資料が保存されていない場合は、手術を受けた事実を当事者などに確認する必要も生じる。救済措置の検討においては、当事者や家族の心情を踏まえ、その手続きが過度な負担とならないよう配慮すること。
- (3) なお、救済にかかる事務手続等の一部を都道府県も担うこととした場合には、必要な経費については国が確実に財政措置を講じること。

【背景】

- 強制的な不妊手術は、昭和23年から平成8年までの間、国において定められた旧優生保護法に基づいて行われてきたことから、その救済については、国の責任で行われるべきと考える。
- 現在、強制的に不妊手術を受けた当事者や家族の一部が、国に損害賠償を求め提訴が行われているが、当時、手術を受けた方々の高齢化が進んでおり、速やかに救済策を検討することが必要である。
- 本県においても、旧優生保護法に基づき優生保護審査会を開催し、優生手術の適否を審査していたが、法律の改正から既に20年以上が経過しており、文書の保存年限の関係上、審査会の資料については一部を除きほとんどが廃棄され、当時の状況や手術を受けた方々の情報が把握できない状況である。
- 強制不妊手術に関する資料が保存されていない場合は、手術を受けた事実を当事者や家族等に確認する必要もあることから、救済措置の検討においては、当事者や家族の心情を踏まえ、その手続きが過度なものとならないよう配慮する必要がある。
- 現在、「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」や「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」において救済について議論が行われているが、今後、救済にかかる事務を都道府県が担うこととなった場合には、事務の実施に伴う費用が発生する。

(参 考)

1 国家賠償請求にかかる状況（平成 30 年 9 月 28 日現在）

北海道（75 歳女性、77 歳男性、81 歳男性）、宮城県（60 代女性 2 名、70 代女性）、東京都（75 歳男性）、近畿地方（75 歳女性）、兵庫県（70 代男性、70 代女性、86 歳男性、86 歳女性）、熊本県（73 歳男性）の 13 名が提訴

2 愛知県における強制不妊手術の件数（昭和 24 年から平成 7 年の愛知県衛生年報を集計）

	20 歳未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	計
男	6	18	19	6	49
女	21	91	86	8	206
計	27	109	105	14	255

注 1) 昭和 57 年以降は実績なし

注 2) 強制不妊手術が行われた旧優生保護法の適用期間となる昭和 23 年から平成 8 年のうち、愛知県衛生年報に優生保護に関する項目記載があるのは昭和 24 年から平成 7 年

3 愛知県において強制不妊手術に関して現存する文書（統計に関するものを除く。）

簿冊名	冊内の文書
優生保護関係綴 2 冊	昭和 41 年度から 46 年度の、愛知県優生保護審査会（8 回）資料、優生手術申請書、優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書（案）等
優生保護関係雑綴	昭和 31 年度から 37 年度の、厚生省通知 6 件

4 愛知県優生保護審査会における強制不妊手術の審査状況（昭和 41 年度から 46 年度）

	開催回数（回）	審査件数（※1）			審査結果（※2）									「適」とされた者の年齢（※3）						「適」とされた者の診断名（※4）				申請根拠（※5）							
		男性	女性	計	適			否			保留			男性			女性			精神病系	精神薄弱系	精神病質系	身体疾患	旧法第 4 条	旧法第 12 条						
					男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	19 歳以下	20～29 歳	30～39 歳	40 歳以上	最年少	最年長							19 歳以下	20～29 歳	30～39 歳	40 歳以上	最年少	最年長
合計	8	8	52	60	7	48	55	0	2	2	1	2	3	1	4	2	0	17 歳	36 歳	19	10	18	1	13 歳	41 歳	14	32	0	9	23	32

※1 「審査件数」は、旧優生保護法（以下「旧法」という。）第 4 条又は第 12 条に基づく医師からの申請により、愛知県優生保護審査会が手術の適否を審査した件数。

※2 「審査結果」は、「適」は手術適当、「否」は手術不適当、「保留」は適否の判断に至らなかったもの。

※3 「「適」とされた者の年齢」は、審査時点の年齢による。

※4 「「適」とされた者の診断名」は診断名が多岐にわたるため、便宜上、「精神病系」「精神薄弱系」「精神病質系」「身体疾患」に分類して計上。なお、複数の診断名が記載されている場合は、主たる診断名と考えられるものにより分類。

※5 「申請根拠」は、「旧法第 4 条」は遺伝性疾患による申請、「旧法第 12 条」は遺伝性のもの以外の精神疾患又は精神薄弱で保護者の同意による申請。

26 特別支援教育の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

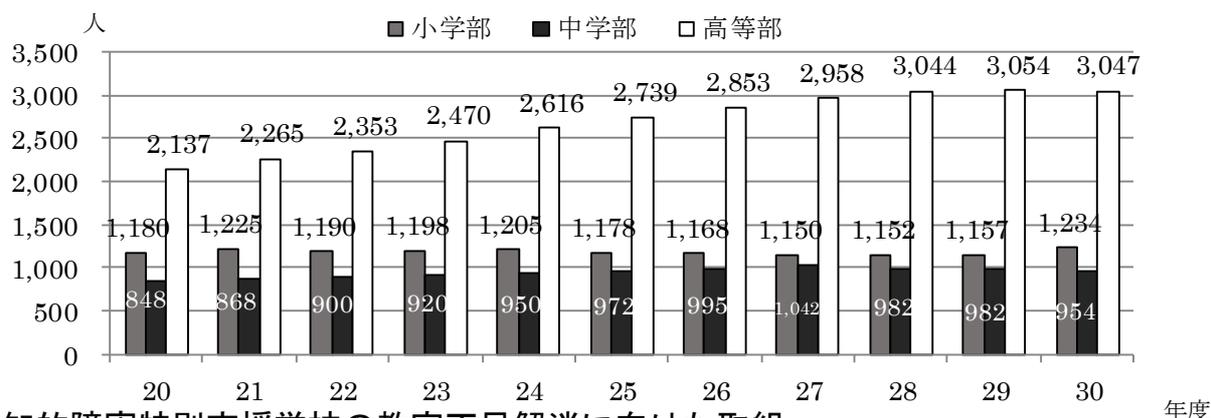
- (1) 特別支援学校(知的障害)に在籍する児童生徒数の増加に対応するため、学校施設の新築・増築に対する財政措置の充実を図るとともに、空調設備の設置やトイレ改修など、特別支援学校における教育環境整備に対する財政措置の充実を図ること。
また、学校施設環境改善交付金については、計画に沿って事業が実施できるよう、当初予算において必要な財源を確保すること。
- (2) 幼稚園、小中学校、高等学校における特別支援教育を推進するため、教員を始め特別支援教育支援員、看護師等の人的配置並びに施設設備の整備に対する財政措置の充実を図ること。
- (3) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対して適切な支援を行うため、教員の養成、研修並びに教育的支援方法の研究などの充実を図ること。

(背景)

- 知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に伴い、学校規模の過大化による教室不足が顕著であり、その解消を図るため、新たな学校の設置や既存施設を活用した分校・分教室の設置などの方策について検討を進めているが、施設整備に関する地方の財政負担が重く、必要な学校施設の整備が困難になっている。また、特別支援学校においては、障害の特性上、冷房設備の設置や洋式化を始めとしたトイレ環境の改善などの教育環境の整備が強く求められている。
- 特別支援学校の施設整備費については国庫負担金・交付金制度が措置されているが、平成30年度当初予算では補助単価について引上げ(3.3%)がなされたものの、実際の施工単価とはまだ乖離があることから、さらなる引上げを図るなど、財政措置の充実が必要である。また、学校施設環境改善交付金については、補正予算を中心とした事業採択の傾向が続いており、夏季休業中を利用した工事施工や年次計画に沿って事業を進めていくためには、当初予算において事業量に見合った財源の確保が必要である。
- 幼稚園、小中学校、高等学校においても障害のある幼児児童生徒への教育的支援は重要であり、学校現場が抱える複雑、困難な課題に対応するためには、通級による指導教員を始めとした教員の配置や特別支援教育支援員、看護師の配置など人的措置の充実が必要である。また、施設のバリアフリー化などへの対応のために措置されている大規模改造事業(障害児等対策)は、高等学校は対象になっていないが、インクルーシブ教育の推進を図るためには、高等学校に対する財政措置も必要である。
- 切れ目ない支援体制整備充実事業(特別支援教育専門家等配置)においては、都道府県等が配置する人数に応じた予算を、国において確実に確保する必要がある。
- 専門的な知識・技能を有する教員の養成や、幼稚園、小中学校、高等学校における全ての教員の専門性を向上させるための研修並びに支援・指導方法についての研究など、適切な教育的支援及び支援体制の整備に必要な措置を充実させることが必要である。

(参 考)

◇知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移（本県国公立）（各年度5月1日現在）



◇知的障害特別支援学校の教室不足解消に向けた取組

教室不足が課題となっている学校名	対 応	
愛知県立	一宮東特別支援学校 佐織特別支援学校	H 2 6 いなざわ特別支援学校開校
	豊川特別支援学校	H 2 7 豊橋市立くすのき特別支援学校開校（県から財政支援）
	半田特別支援学校	H 3 0 大府もちのき特別支援学校開校
	春日台特別支援学校	H 3 1 瀬戸つばき特別支援学校開校予定
	みあい特別支援学校	2020年 増築校舎供用開始予定
	安城特別支援学校	2022年 西三河南部地区新設特別支援学校開校予定
	三好特別支援学校	豊田市内への特別支援学校設置を検討中
	名古屋市立南養護学校	H 2 7 名古屋市立南養護分校開校（県から財政支援）

◇特別支援学校の建築単価・施工単価の乖離

H 3 0年度建築単価（文部科学省） 1 8 7, 1 0 0円/m²
 本県大府もちのき特別支援学校施工単価 約3 5 8, 0 0 0円/m²

◇小中学校の特別支援学級や通級による指導の対象者の増加（本県公立）

- ・特別支援学級在籍児童生徒数
H 2 6 : 9, 0 6 3人 ⇒ H 2 8 : 1 0, 2 9 2人 ⇒ H 3 0 : 1 1, 7 2 7人
- ・通級による指導対象者
H 2 6 : 3, 7 1 3人 ⇒ H 2 8 : 4, 4 7 7人 ⇒ H 3 0 : 5, 8 4 2人

◇小中学校に在籍する児童生徒の障害の状態の多様化（本県公立）

- ・小中学校に在籍する児童生徒のうち、特別支援学校の就学基準に該当すると考えられる障害が重度な児童生徒数（名古屋市を除く）
H 2 6 : 3 7 9人 ⇒ H 2 8 : 6 0 6人 ⇒ H 3 0 : 1, 1 8 6人

◇小中学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の人数（名古屋市を除く）

H 2 5 : 2 5人 ⇒ H 2 7 : 3 9人 ⇒ H 2 9 : 4 5人

◇小中学校の通常の学級における発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合 全体の約6. 5%（文部科学省の調査結果に基づく推定値）

◇高等学校における発達障害等困難のある生徒の割合

全体の約2%（文部科学省の分析・推計に基づく推定値）

2 7 就業支援・職業能力開発等の推進について

(財務省、厚生労働省、法務省)

【内容】

- (1) 本県で開催する2019年度及び2020年度の技能五輪全国大会・全国アビリンピックについて、大会開催準備への協力や、全国からの選手参加や来場者の増加につながる啓発活動を実施すること。
また、2023年の技能五輪国際大会について、招致の実現に向けた取組を進めること。さらに、国際アビリンピックについては、招致に向けて具体的な検討を行うこと。
- (2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいた、法定雇用率の引上げに伴い、大都市圏における障害者雇用支援の実態に即した障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者の増員配置等、さらなる障害者雇用支援策の充実を図ること。
- (3) 長時間労働の是正に向けた罰則付き時間外労働の上限規制の導入に関しては、実効的なものとなるよう労働基準監督署の人員を拡充するとともに、是正に取り組む中小企業への支援の拡大を図ること。
- (4) 介護を理由とした離職者を減らし、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、介護休業の期間を延長するとともに、労働者が介護休業制度を利用しやすいように、休業期間中の社会保険料を免除すること。
- (5) 外国人技能実習制度については、地域の実情を踏まえながら、技能実習計画や受入体制等の適切な審査や、きめ細やかな技能実習生の相談対応等により、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図ること。
- (6) 人手不足に対応するため、ハローワークのネットワークを活用し、首都圏から地方への人材還流の促進を図ること。

(背景)

- 2014年度（平成26年度）に本県で開催された「技能五輪・アビリンピックあいち大会2014」は、来場者数が大会史上最大（技能五輪全国大会22万人、全国アビリンピック6万9千人）となる大成功をおさめた。また、技能五輪全国大会で、本県選手団が過去30年で28回の最優秀技能選手団賞を獲得するなど、目覚ましい活躍を続けている。
- あいち大会の感動と成果を持続させ、次代を担う若者にモノづくり技能を継承し、技能尊重機運をさらに高めるためには、技能五輪全国大会・全国アビリンピックを定期的を開催することが効果的であると考え、2019年度及び2020年度の技能五輪全国大会・全国アビリンピックを本県で開催することとした。
- 2023年技能五輪国際大会の本県招致に向けて、平成29年3月に大会基本構想を策定し、国へ本県への大会招致を要請した結果、同年9月、国において、愛知県を開催地とした招致方針を決定した。10月のアブダビ大会での総会で

は、招致表明を行うとともに、WSI（ワールドスキルズインターナショナル）の役員等へ招致の働きかけを行った。

- 2018年10月には、オランダ・アムステルダムで開催されたWSI総会で正式立候補表明を行った。今後、2019年3月に、WSIによる現地調査（検証訪問）が行われる予定である。2019年8月には、ロシア・カザンで行われるWSI総会で、プレゼンテーションを行い、正式加盟国・地域（71か国・地域）による投票で開催国が決定する。
- なお、フランスもWSI総会において正式立候補表明を行ったことに加え、スイスも立候補に向けて準備中との情報もある。
- 県の障害者雇用状況については、実雇用率は過去最高の1.89%となっているが、法定雇用率2.0%（平成29年度現在）に達していない状況である。一方、平成30年4月1日から法定雇用率が2.3%（当面2.2%）に引き上げられたところであるが、県内企業においては、法定雇用率の達成している企業が48.6%に留まっている。
- 名古屋圏域の障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者一人当たりの支援者数は、他の圏域に比し、極めて多い状況にある。また、障害者のみならず企業からの専門的支援ニーズも高まっているところであり、大都市圏における障害者雇用支援の実態に即した支援体制の確保が必要である。
- 働き方改革の一環として罰則付きの残業規制の導入に伴い、企業に対してよりきめ細かい監督や指導が求められる。また、中小企業・小規模事業者における生産性向上や下請取引の適正化などとともに、労働環境の整備に向けた支援を行う必要がある。
- 介護等を理由に離職する就業者は全国で約10万人となっており、労働者の離職を防止し、継続就業を支援する企業の取組促進が求められる。現在、介護休業を3回に分割して取得することが可能となっているが、取得期間は育児休業が最長2年まで延長可能となったのに対し、介護休業は93日のままとっている。また、育児については、産前産後休業及び育児休業等期間中の社会保険料は免除されているが、介護については休業期間中の免除規定がない。
- 本県には、全国一の規模である23,539人（平成29年10月末現在）もの技能実習生がおり、これらの技能実習生が、この制度の趣旨に即して確実に技能修得できるよう、技能実習計画や受入体制の審査及び技能実習生の相談対応を適切かつ、きめ細やかに行うとともに、地域ごとに関係行政機関で設置される「地域協議会」で課題を共有しつつ、適切に対応することが必要である。
- UIJターンの促進について、平成27年度は地方創生先行型交付金、28年度は地方創生加速化交付金、29年度は地域活性化雇用創造プロジェクト事業の一環としてUIJターン支援拠点を設置・運営し、大学訪問や就職フェアへの出展等によりUIJターン希望者の掘り起こしを行っているが、地方だけではUIJターン希望者の掘り起こしは限界があるため、ハローワークの全国ネットワークを活用し、UIJターン希望者を各道府県の支援拠点に誘導する等、国が主体となって効率的に人材還流を進める必要がある。

28 新たな外国人材の受入れ・多文化共生社会づくりについて

(財務省、内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)

【内容】

新たな外国人材の受入れ分野

- (1) 新たな外国人材の受入れ分野については、地域の労働需給の状況や事業者団体の意向等を踏まえて、人手不足が深刻化している特定の製造業などを位置付けるとともに、必要に応じて柔軟に追加を検討すること。

多文化共生社会を支える環境の整備

- (2) 中長期的な視点に立った、外国人全般の受入れ方針及び外国人の日本社会への適応に向けた施策に係る体系的・総合的な方針を策定すること。
- (3) 新たに受け入れる外国人材や在留外国人への日本語教育及び生活支援など、多文化共生社会の実現に向け、国が責任を持って取り組むこと。また、地方自治体が行う取組については、平成31年度当初から計画的かつ総合的に実施することができるよう、必要な財政措置を講じること。
- (4) 外国人の子どもに対する教育の充実に向け、プレスクール（就学前の日本語の初期指導や学校生活の適応指導）の促進、不就学の外国人の子どもの就学の促進などを図ること。
- (5) 外国人の雇用の安定に向け、就労に必要な日本語等の研修や、日本語能力に配慮した職業訓練の更なる充実に努めること。また、労働関係法令の遵守の徹底を図るなど、外国人労働者の就労環境の適正化に向けた取組や、社会保険の加入促進を引き続き進めること。
- (6) 医療言語人材（通訳者）の育成や活用方法について、各地域で運営する既存の仕組みに配慮したものとするとともに、適切な社会保険の適用を促進するなど、外国人が安心して医療・保健・福祉サービスを受けることができる環境整備を図ること。

外国人を対象とした日本語教育等の充実

- (7) 新たに受け入れる外国人材や在留外国人が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力を習得できるよう、国の責任において、全ての外国人に日本語学習の機会を提供する公的な仕組みを構築すること。
- (8) 義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」の改善について進度を上げて実施すること。また、日本語指導を担当する教員等の資質向上に必要な支援の実施や、現職の教員だけでなく教員養成の段階から日本語指導に関する知識等を習得できる仕組みを構築すること。
- (9) 学習支援、生活適応支援の充実のため、地方自治体だけに任せることなく、国の責任において、語学相談員や支援員等の配置の充実や当該人材に係る登録制度の構築等に対する財政措置の拡充を図ること。

(背景)

- わが国に在留する外国人は、近年大きく増加しており、平成30年6月末の在留外国人は約264万人となっている。また、外国人労働者数は、少子高齢化による生産年齢人口の減少や回復基調にある経済情勢による人手不足などを背景に大きく増加しており、今後も増えることが見込まれている。
- 平成30年6月15日に、「経済財政運営と改革の基本方針2018」いわゆる「骨太の方針」が閣議決定され、その中で「新たな外国人材の受入れ」が明記された。また、7月24日には、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が設置され、「出入国管理及び難民認定法」等の改正法案や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」などの検討がなされている。
- 新たな外国人材の受入れ分野について、10月12日に示された「政府基本方針（骨子案）」では、「生産性の向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続のために外国人材が必要と認められる分野」とされている。現在、在留管理制度を所管する法務省や業所管省庁である経済産業省・農林水産省などにおいて、農業、介護、建設、宿泊、造船を始めとする14分野について受入れの検討が行われている。
- 新たな在留資格の創設に伴い、2025年までに50万人超の就業を目指すとの報道もある。多くの外国人材の受入れは、労働者としてだけでなく、生活者としての外国人が広く全国47都道府県に定着していくことであり、地域の社会経済に非常に大きなインパクトを与えることが考えられる。
- このため、「新たな外国人材の受入れ」に関し、それぞれの地域の実状を踏まえ、人手不足が深刻化している産業を、新たな外国人材の受入れ分野として検討するとともに、新たに受け入れる外国人材及び在留外国人への日本語教育や、安心して働き暮らしていくための支援など、多文化共生社会の実現に向け、国が責任を持って取り組む必要がある。

(参 考)

本県の労働力の需給状況等

○人手不足が深刻化している特定の製造業

「輸送用機械器具製造業」、「金属製品製造業」、「プラスチック製品製造業」、
「食料品製造業」等

※愛知県が特に人手不足が深刻化しているとして国家戦略特区に提案した
外国人材の受入れ業種

○有効求人倍率の推移

[]内は全国での順位

	30年5月	30年6月	30年7月	30年8月	30年9月
全 国	1.60	1.62	1.63	1.63	1.64
愛知県	1.98[4]	2.00[5]	1.99[6]	1.98[7]	1.99[6]

出典：厚生労働省愛知労働局「平成30年9月分 最近の雇用情勢」

○主要産業別新規求人数の多いもの（平成30年9月）

単位：人

産業	① 医療、 福祉	② 製造業	③ 卸売業、 小売業	④ 宿泊業、 飲食サービス業	⑤ サービス業 (他に分類されないもの)
求人数	11,725	8,746	8,260	6,877	6,064

出典：厚生労働省愛知労働局「平成30年9月分 最近の雇用情勢」

○中小企業の人手不足の状況（雇用人員D.I.）

業 種	29年7-9月期	29年10-12月期	30年1-3月期	30年4-6月期	30年7-9月期
全 産 業	△29.6	△32.6	△36.1	△32.1	△34.6
製造業	△31.5	△32.2	△38.8	△31.5	△34.1
卸・小売業	△18.1	△27.0	△22.4	△24.9	△25.7
建設業	△43.5	△50.8	△50.0	△59.4	△61.5
サービス業	△33.7	△35.1	△39.4	△32.7	△40.0

出典：愛知県「平成30年7月～9月中小企業景況調査結果」

※雇用人員D.I.：当期において雇用人員が「過剰」であるとする企業の割合
から「不足」であるとする企業の割合を差し引いた値

在留外国人数の状況

単位：人 []内は全国での順位

	27年12月末	28年12月末	29年12月末	30年6月末 速報値
全 国	2,232,189	2,382,822	2,561,848	2,637,251
愛知県	209,351 [3]	224,424 [2]	242,978 [2]	251,823 [2]
ブラジル	48,008 [1]	51,171 [1]	54,566 [1]	-
中国	45,481 [5]	46,283 [5]	47,749 [6]	-
その他	115,862	126,970	140,663	-

出典：法務省「在留外国人統計」

本県の外国人児童生徒への日本語教育の状況等

○日本語指導が必要な外国人児童生徒数

・上位5都府県（平成28年5月1日現在）

単位：人

都道府県	小学校	中学校	高等学校等※	合計
1 愛知県	5,049	1,959	269	7,277
2 神奈川県	2,509	873	565	3,947
3 東京都	1,564	814	554	2,932
4 静岡県	1,739	647	287	2,673
5 大阪府	1,067	835	373	2,275
全 国	22,156	8,792	3,387	34,335

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（隔年実施）」

※高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

・愛知県（各年5月1日現在）

単位：人

年 度	小学校		中学校		高等学校等※		合計
	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	
平成20年度	448	4,372人	203	1,366人	25	106人	5,844人
平成22年度	448	4,081人	213	1,427人	26	115人	5,623人
平成24年度	422	4,072人	199	1,613人	27	193人	5,878人
平成26年度	445	4,379人	225	1,769人	29	225人	6,373人
平成28年度	513	5,049人	243	1,959人	39	269人	7,277人

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（隔年実施）」

※高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

・愛知県（母語別）（平成28年5月1日現在）

単位：人

区 分	ポルトガル	スペイン	フィリピン	中国	英語	韓国・朝鮮	その他	合計
小 学 校	2,249	575	1,080	610	92	67	376	5,049人
中 学 校	900	240	433	230	26	34	96	1,959人
高等学校等※	74	18	93	41	6	3	34	269人
合 計	3,223	833	1,606	881	124	104	506	7,277人
（構成比）	(45%)	(11%)	(22%)	(12%)	(2%)	(1%)	(7%)	(100%)
H26からの増減	+179	+25	+301	+175	+28	+3	+193	+904人

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（隔年実施）」

※高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

○語学相談員の配置状況（人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
ポルトガル語	4	4	4	4	4
スペイン語	2	5	5	5	4
フィリピン語	0	2	2	2	3
合 計	6	11	11	11	11

○外国人児童生徒日本語教育支援補助金

年度	H27	H28	H29
補助団体数(団体)	3	4	4
児童生徒数(人)	214	215	270
補助金額(千円)	4,623	8,114	8,605

○日本語学習支援基金による日本語教室への支援の状況

	平成20年度	平成29年度	比較
日本語教室数(団体数)	25教室(20団体)	85教室(53団体)	3.4倍(2.7倍)
学習者数	280人	1,212人	4.3倍
助成金額	3,096千円	18,559千円	6.0倍

在留外国人への支援

事業名	概要
外国人の子どもの教育の充実	
小中学校における日本語教育適応学級担当教員の配置	外国人児童生徒等に対する指導の充実を図るため、日該当の学校へ担当教員を配置している。 指導方法は、個人又は母語別のグループを専用の教室員が行う。
日本語学習支援基金事業	地元経済界、企業等と協力して造成した「日本語学習が行う、外国人児童生徒を対象とした日本語教室に対し 《再造成目標額：1.5億円(2分の1を県が出えん)》
外国人児童生徒日本語教育支援補助金	県内の外国人児童生徒の就学支援等を整備するため、活動を行うNPO等の団体に対して、送迎費等の補助を
「外国人児童生徒等による多文化共生日本語スピーチコンテスト」の開催	外国人児童生徒が、自分の思いや考えを日本語で伝え共生に対する理解の促進を図るため、小中学校等から参
外国人生徒等の受入れの入試への配慮	<外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜> 県立高等学校9校において実施。学力検査は、国語、一般選抜の学力検査とは別に行う。なお、問題の漢字には行わない。 面接は個人面接とする。 ----- <定時制課程前期選抜における外国人生徒等にかかる受出身中学校長等から「外国人生徒等にかかる受検上について、次の措置を取る。 (1) 国語、数学及び外国語(英語)の基礎的な内容で付した問題によって行う。 (2) 面接については、外国人生徒等の事情に配慮しつ
外国人生徒教育支援員の配置	日本語によるコミュニケーション能力が十分身に付いてにおいて支援員を設置し、外国人生徒に学習活動や学校
語学相談員の配置	ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語に堪能な語児童生徒在籍校へ派遣する。
プレスクールの普及	入学前に日本語の初期指導や学校生活の適応指導を行説明会を開催する。
日本語初期指導教室の設置	外国人児童生徒が、学校生活が送れる程度の日本語を指導教室については、日本語指導に実績のあるNPO団室の在り方リーフレットを平成28年度に作成した。そが集まる会で紹介するなどの支援を行った。
「あいち外国人の日本語教育推進会議」の開催	日本語教育を取り巻く状況の把握や意見交換を行うた経済団体、企業等を構成員とする会議を開催。《2回開

に係る本県の主な取組

	30 年度予算	29 年度実績
本語指導が必要な児童生徒の在籍数に応じて、 に取り出して一定時間数の特別指導等を担当教	2,856,670 千円 (433 人配置)	391 人配置
支援基金」を活用して、NPOや外国人学校等 て、教室運営費等の助成を行う。	31,861 千円 (国際交流協会 予算)	日本語教室 85 教室、 外国人学校 6 校へ助 成
市町村域を越えて外国人児童生徒への就学支援 行う。	8,985 千円	4 団体 補助額計 8,605 千円
ようとする意識の高揚を図るとともに、多文化 加者を募集し、スピーチコンテストを行う。	532 千円	79 名応募、15 名本選 参加
数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とし、 はルビを付し、外国語（英語）の聞き取り検査	—	志願者数 46 人 合格者数 26 人 (平成 30 年度入試)
----- 検上の配慮> 配慮に関する申請書」が提出された入学志願者 ある基礎学力検査を行う場合、漢字にはルビを つ、個人面接を行う。	—	申請者数 113 人 合格者数 101 人 (平成 30 年度入試)
ていない外国人生徒が在学する県立高等学校 生活の支援をする。	34,050 千円	対象生徒 360 人
学相談員 11 人を教育事務所に配置し、外国人	35,861 千円	11 人配置
うプレスクールを普及するため、市町村向け	73 千円	40 名参加
習得できるように市町村が設置している初期 体と連携し、学校における日本語初期指導教 れ以降、県内の市町村教育委員会の指導主事	—	—
め、外国人の日本語教育に関わる NPO、有識者、 催>	415 千円	3 回開催

在留外国人への支援

事業名	概要
外国人県民が安心して暮らせる環境の整備	
地域における初期日本語教育モデル事業【新規】	外国人県民が、「やさしい日本語」を理解できるレベル日本語教室と連携した初期日本語教室を実施するとともに、 《一宮市内で開催》
多文化子育てサロンの設置促進【新規】	乳幼児を持つ外国人保護者の交流の拠点となる「多文化画の実施、言語習得のポイントや母子保健など、子育て
「あいち医療通訳システム」の運営	医療関係団体・大学・県内全市町村とともに設立したて、医療通訳者の派遣や養成、電話通訳、紹介状等の翻
若者・外国人未来応援事業	日本語の能力が不十分なため、就学・就業等が困難な談・助言を実施する。
災害多言語支援センターの設置	災害時に市町村・市町国際交流協会の外国人対応を支し、翻訳・通訳派遣、電話通訳の各サービスを提供。
外国人労働者に関する憲章の普及促進	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進等を対象としたセミナーを開催。《1回開催》
多文化共生の担い手育成	
多文化共生の地域づくり推進事業【新規】	日本人住民と外国人住民の間の架け橋となる「地域多に、地域での外国人受入れに役立つマニュアル等を作成
「多文化共生月間」の実施	11月の「多文化共生月間」に啓発活動を集中的に実施。等を取りまとめ、ウェブページやフェイスブック等にて
「多文化共生フォーラムあいち」の開催	多文化共生社会づくりについて理解と認識を深めるた進功労者及び作文コンクール入賞者に対する表彰式を实
タウンミーティングの開催【新規】	多文化共生の推進に関わる様々な担い手が、対等な立から本県の多文化共生について意見交換をするタウンミ
「愛知県多文化共生推進功労者表彰」の実施	多文化共生社会づくりに長年取り組み、その業績が他
外国人県民あいち会議の開催	外国人県民の視点を生かした地域づくりを行うため、催し、施策に反映させるとともに、意見等を発信。
外国人コミュニティとの意見交換などの実施【新規】	外国人県民の地域活動を促すため、外国人コミュニテ
「あいち多文化共生作文コンクール」の実施	小・中学生を対象に「多文化共生」をテーマとする作

に係る本県の主な取組

	30 年度予算	29 年度実績
になるよう、専門機関の協力を得て、地域の日 そのための教材作成や人材育成を行う。	2,250 千円 (文化庁委託)	—
化子育てサロン」を設置し、親子で楽しめる企 に必要な情報の提供を行う。《3か所で開催》	4,182 千円	—
「あいち医療通訳システム推進協議会」におい 訳サービスを提供する。	3,353 千円	利用件数 1,782 件
外国人の子供・若者等に対し、学習支援及び相	12,500 千円	日本語学習支援 参加者 12 名
援するため「災害多言語支援センター」を設置	1,008 千円	大府市と合同訓練を 実施
するための憲章」を周知するため、企業関係者	206 千円	2 回開催、延べ 244 名参加
文化コーディネーター」を育成するととも する。《3か所で育成研修を開催》	1,600 千円 (自治体国際化 協会助成金)	—
また、市町村・国際交流協会等が行うイベント 周知。	—	広報啓発活動、顕彰 等を実施
め、有識者による講演等のほか、多文化共生推 施。	531 千円	151 名参加
場で連携・協働するために、それぞれの立場 ーティングを開催。《3か所で開催》	63 千円	—
の模範となる個人・団体を表彰。	69 千円	2 名 2 団体を表彰
外国人県民から意見や提案をいただく会議を開	53 千円	45 名参加
ィにおいてセミナー等を開催。《2か所で開催》	32 千円	—
文を募集。	64 千円	417 名応募